

ちゅうおう

第192号 2020年



改正家伝法説明会（西海市）

長崎県県央振興局農林部（中央家畜保健衛生所）

〒854-0063 長崎県諫早市貝津町3118

TEL 0957-25-1331（代）（休日、夜間も携帯電話に転送されます）

FAX 0957-25-1332

E-mail 衛生課：s34500@pref.nagasaki.lg.jp

防疫課：s34510@pref.nagasaki.lg.jp

検査課：s34520@pref.nagasaki.lg.jp

HP：<http://www.pref.nagasaki.jp/section/ko-chuokatiku/index.html>



- 目次 P.2 家畜伝染病予防法が及び飼養衛生管理基準が改正されました!!
P.3 今一度、アフリカ豚熱・口蹄疫の防疫対策の徹底をお願いします!!
県外導入牛はヨーネ病の検査が必要です
P.4 家畜人工授精師の資格を持たない方が、自己所有の雌畜に授精あるいは受精卵移植を行う場合も、授精等の記録を残すよう努めてください
アニマルウェルフェア ～家畜の輸送について～
P.5 動物用医薬品は使用基準を守り正しく使いましょう
死亡した家畜・家禽は適正に処理しましょう
P.6 「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」について
家畜排せつ物の適正管理をお願いします

家畜伝染病予防法及び飼養衛生管理基準が改正されました!!

令和2年7月1日に「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年4月3日交付）」が施行されました。改正法には家畜の所有者の責務が新たに規定されており、家畜伝染病の発生予防並びにまん延防止対策により厳格な対応が求められています。

平成30年9月に26年ぶりに国内で発生した豚熱は、野生いのししがウイルスを拡散し、今なお終息には至っていません。このことを受け、野生動物への対応が新たに規定されます。

また、国内では発生がないアフリカ豚熱は、近隣諸国で発生が拡大しており、我が国での発生リスクは非常に高い状態にあります。病原体の侵入防止を図るため、家畜防疫官の権限を強化するなど水際防疫が強化されます。

さらに、特定症状発見時の届出義務違反や輸入禁止違反などに対する罰則規定についても強化されます。また、併せて飼養衛生管理基準も改正されています。

【法改正に伴う主な強化ポイント】

- 家畜の所有者等の責務を明確化
 - 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充
 - ・衛生管理区域ごとに飼養衛生管理に係る責任者を選任
 - ・改善命令違反者の公表
 - 野生動物による病原体の拡散防止対策
 - ・野生動物によるまん延防止対策（感染動物がいた場所、通行車両等の消毒）
 - 水際防疫の強化
 - ・家畜防疫官の権限強化（輸入検査、検査に基づく処置（廃棄））
 - 罰則強化
 - ・特定症状発見時の届出義務違反 罰金：100万円以下⇒300万円以下※
 - ・輸入禁止違反 罰金：100万円以下⇒300万円以下※
- ※法人の場合は、5,000万円以下の罰金

当所では、去る6月24日（西海市西彼総合支所）と25日（中央家保）において、養豚生産者、獣医師、JA等関係団体、市町、県関係機関に参集いただき、改正家畜伝染病予防法と改正飼養衛生管理基準（豚・いのしし）の説明会を開催しました。

畜産農家及び畜産関係者の皆様におかれましては、内容をご理解いただき、家畜伝染病の発生予防のため、法令遵守に努めていただきますようお願いいたします。



飼養衛生管理基準の主な改正内容

◆主な改正内容

- 飼養衛生管理者の選任
- 農場ごとに飼養衛生管理マニュアルを作成及び従事者等への周知徹底（注1・注2）
- 愛玩動物の飼育禁止
- 衛生管理区域入退出時の手指の消毒、専用衣服及び靴の設置並びに使用
- 野生動物侵入防護柵、防鳥ネットの設置、点検及び修繕（注3・注4）
- エコフィードの加熱の厳格化等（注1）

◆施行時期

豚：令和2年7月1日、牛・めん山洋・家きん・馬等（以下「牛等」）：令和2年10月1日
一部については、猶予期間が設けられています。

（注1）豚：令和3年4月1日施行、（注2）牛等：令和4年2月施行

（注3）豚：令和2年11月施行、（注4）鶏：令和3年10月施行

改正された家畜伝染病予防法の詳しい内容は下記HPをご覧ください。
農林水産省HP：家畜伝染病予防法の改正（令和2年）について



今一度、アフリカ豚熱・口蹄疫の 防疫対策の徹底をお願いします!!

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの国で、日本からの入国制限措置がとられています。また、日本も多くの国・地域からの入国を拒否している状況です。

今後の状況次第では、制限が緩和され、国境を越えた人の往来が再び盛んになっていきます。そうなると一緒に家畜伝染病の侵入リスクが高まることが想定されます。病原体の侵入を防止するため、飼養衛生管理基準の再確認を行い、不備な事項については早急に改善を図るようお願いします。

特に現在、外国人を受け入れている農場においては、下記の内容について外国人従業員の方等へ周知をお願いします。

◆母国のご家族等が送ってくる**国際郵便**の中に、**輸入禁止の肉製品等**が入っている可能性があります!!

○国際郵便が届いたら、**肉製品等が入っていないこと**を外国人の従業員のみなさまに確認するようお願いします。

また、母国のご家族等が**肉製品等を日本に送らないように**、外国人の従業員のみなさまに周知いただきますようお願いします。

○郵便物内に**肉製品等**が入っていた場合は、速やかに当所までお知らせください。

○**口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の発生地域（中国、ベトナム等のアジア地域）からの生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品は法律で輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません。**



国際郵便の例



輸入禁止品の例

県外導入牛はヨーネ病の検査が必要です

ヨーネ病は、牛がヨーネ菌の感染により、頑固な下痢、乳量減少、削瘦を呈する家畜伝染病で、有効なワクチンや治療法はなく、感染牛は殺処分されます。

本病は感染から発症まで長い期間を要し、その間は見かけ上健康に見えるため、気づかないうちに感染を広げてしまう恐れがあります。

本病は一旦農場に侵入すると、清浄化までに長期間を要する非常に厄介な疾病です。

本年6月には熊本県で4頭の発生が報告されています。

本県では「長崎県ヨーネ病防疫対策要領」に基づき、県外からの繁殖牛及び乳用牛の導入時にはヨーネ病検査を実施することで、農場への侵入防止を図っています。牛を導入する際は事前に当所までご連絡をお願いします。

ヨーネ病年間発生頭数

	長崎	九州	北海道	全国
R2※	0	1	205	227
R1	1	46	945	1066
H30	0	78	682	831
H29	0	28	713	817
H28	2	13	518	624

※R2は1月から4月までの累計

家畜人工授精師の資格を持たない方が、自己所有の雌畜に授精あるいは受精卵移植を行う場合も、授精等の記録を残すよう努めてください

家畜人工授精師の資格を持たない方が、自分の所有する雌畜に家畜人工授精あるいは受精卵移植を行うことは、家畜改良増殖法上、家畜人工授精等の例外として認められており、法の規制を受けることはありません。しかしながら、凍結精液等の管理と父子不一致の防止を徹底するためには、授精等の記録は重要です。資格を持たない方も家畜改良増殖法の規定に順じ、授精等の記録（記録簿の保存期間は5年間）と併せて使用済みストローの保管に努めていただきますようお願いいたします。

1 家畜人工授精等の際の確認及び記録等

- ①家畜人工授精用精液や家畜受精卵移植用受精卵（以下、家畜人工授精用精液等）を融解する際は、容器（以下、ストロー）に記載されている種雄牛の名前、精液の採取年月日等を確認し、家畜人工授精等を予定している家畜人工授精用精液等と間違いないことを確認すること。
- ②雌畜に注入又は移植（以下、注入等）した後は、速やかに注入等した雌畜の名前や個体識別番号等、精液等の情報（種雄牛の名前や採取年月日など）と、注入等した家畜人工授精用精液等の証明書（以下、ラベル）の記載内容等と十分に確認し、その記録と保管をすること。
- ③子牛の販売に際して、正確な書類が作成ができるよう、使用済みの容器（ストローとそのストローに対応するラベルを突合できるよう適正に管理すること。

2 家畜人工授精等を行った者や経緯の明確化

子牛の生産に係る情報（注入等した年月日、両親の情報、家畜人工授精等を行った者の氏名等）を証明する書類を作成し、保管していた使用済みストローとそれに対応するラベルを添付するなど、家畜人工授精等を行った者やその経緯が明確になるように努めてください。

アニマルウェルフェア ～家畜の輸送について～

アニマルウェルフェアとは、「動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう。」とOIEの勧告により定義されており、同勧告ではアニマルウェルフェアを考える上で役立つ指針として、右の「5つの自由」が示されています。

「5つの自由」

- ①飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- ②恐怖及び苦悩からの自由
- ③物理的、熱の不快感からの自由
- ④苦痛、傷害及び疾病からの自由
- ⑤通常の行動様式を発現する自由

また、昨年6月には、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送に関する指針」が示され、今年になり輸送に関するチェックリストも公表されました。

チェックリストは、家畜を輸送する際の基本的なアニマルウェルフェアを満たすために必要な項目を指針から抜粋してあります。以下の公益社団法人 畜産技術協会ホームページに掲載されていますので、生産者の皆様におかれては、家畜にとって快適な状態を提供しているか、一度チェックをしてみてください。 <http://jita.lin.gr.jp/report/animalwelfare/>



動物用医薬品は使用基準を守り 正しく使いましょう

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの**使用基準を守って使用**しなければいけません。**使用基準を守らず**に出荷した乳、肉、卵、蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となり、人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。

今年度に入り、管内でも出荷時に動物用医薬品が残留していた事例が発生しています。動物用医薬品は休薬期間を守って適正に使用し、安全安心な畜産物の生産を心がけてください。

動物用医薬品を使用する場合は、以下のことに注意してください

- 動物用医薬品を使用する際は獣医師の発行した指示書内容に従い、①使用年月日 ②使用場所 ③対象動物 ④薬品名 ⑤用法・用量 ⑥出荷可能日を確認してから使用してください。
- 休薬期間を間違えないように使用記録を付けて保管してください。
万が一問題が発生したときに原因究明のための重要な資料となります。
- 獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書は、使用記録と一緒に保管してください。
- と畜場や食鳥処理場に出荷する際に病歴、投与歴があれば出荷時に申告してください。（牛では概ね直近3か月、牛以外は概ね直近2か月）
- 牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち及び食用に供するために飼養されている水産動物に対する未承認動物用医薬品（個人製造や輸入）等の使用は法律で禁止されています。

死亡した家畜・家きんは適正に処理しましょう

- 死亡した家畜・家きんは、産業廃棄物に当り、許可を受けた処理施設（化製場等）での適正処理が義務付けされています。
- また、牛やめん・山羊については、家畜伝染病予防法等の規定に基づき、月齢等の要件に該当するものは、BSE検査（牛）・TSE検査（めん・山羊）を受けなければなりません。違法に埋却処理等が行われると、検査が実施されないことになり、廃棄物処理法や家畜伝染病予防法など複数の法律違反を犯すこととなります。
- 万一の死亡事故の場合は、関係法令に従い適正な処理等を行い、健全な畜産経営に努めてください。
- なお、大量死など通常と異なる状況であれば、家畜伝染病の疑いもありますので、このような場合は、処理施設に搬入せずに、直ちに当所へご連絡ください。

「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」について

緊急事態宣言は全面解除となりましたが、新型コロナウイルスの感染が終息したわけではありません。食の安定供給に重要な役割を担う畜産業及び関連産業の事業者が業務継続を図る際の基本的なポイントが農林水産省によりまとめられ、ガイドラインとして示されました。

ガイドラインを参考に、引き続き新型コロナウイルス感染予防対策を行ってください。

1 予防対策の徹底

①従業員に感染予防策を要請します。②事業者の業態に応じて感染予防策を行ってください。③従業員から診断結果等の報告を速やかに受ける体制を構築してください。④手洗いなどの感染予防策を徹底してください。

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

①患者が確認された場合は、保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、従業員に周知してください。②保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けた場合には、14日間出勤停止し、健康観察を実施してください。発熱又は呼吸器症状を呈した場合、保健所に連絡し、行政検査を受検してください。

3 施設設備等の消毒の実施

①保健所の指示に従って、感染者が勤務した区域の消毒を実施してください。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所を中心に、アルコール等で拭き取り等を実施してください。②一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

4 業務の継続

①家畜の飼養管理、搾乳等は毎日欠かすことができないことから、業務が継続できるよう準備をお願いします。②優先的に継続させる業務を選定し、重要業務を継続させるために必要な人員、マスクや手袋、消毒液等の物的資源を把握してください。③事業者は、従業員の確保状況に応じた業務マニュアルを作成してください。

家畜排せつ物の適正管理をお願いします



農水省HP

不適切管理の主な事例、直ちに改善が必要です!!

- 糞尿・堆肥が、堆肥舎外へ露出している。
- 降雨時に、糞尿・堆肥に雨があたり流出している。
- 堆肥を田・畑にすぐにすき込まず、放置している。
- 作付け必要量以上の堆肥をすき込んでいる。



一定規模以上の畜産を営む者は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、**家畜排せつ物の適正管理が義務付けられています。**

管内では、昨年度も苦情が寄せられ、改善指導を実施しています。「これ位はいいだろう」「明日やればいいだろう」ではなく、不適切な管理が環境汚染につながることを常に意識し、家畜排せつ物の適正管理に取り組んでください。

詳しくは農林水産省ホームページ「家畜排せつ物法管理基準と施行状況」をご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/t_mondai/04_zyokyo/

また、長崎県では堆肥流通を推進するため、堆肥需給者や流通業者のリストを作成していますので、ご活用ください。長崎県庁ホームページ「耕畜連携（マッチング）」
<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigotosangyo/nogyo/tikusankankyo/koutikurenkei/>



長崎県庁HP